

第40回 規制改革推進会議終了後記者会見 議事概要

1．日時：平成30年11月19日（月）16:19～17:00

2．場所：8号館1階S101・103会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、原英史座長、高橋滋部会長、
森下竜一座長代理

4．議事概要：

司会 お待たせしました。

それでは、第40回規制改革推進会議後の大田議長、金丸議長代理、原座長、高橋部会長、森下座長代理による記者会見を始めたいと思います。

大田議長、よろしくお願いいたします。

大田議長 本日、第4次答申を取りまとめました。1カ月しか期間がなく、非常に短い間でしたけれども、しっかりした成果を出せたと思っております。それぞれについて担当から御説明いたします。

お手元に答申本体に加えて、簡略にまとめた「第4次答申の主な実施事項」、それから、パワーポイントのカラーの「第4次答申の概要」という資料がございます。

まず、遠隔教育とモバイル市場について投資ワーキング・グループの原座長から御説明をお願いします。

原座長 原でございます。

まず、1項目目、遠隔教育でございます。

まず、今回の4次答申の中で、大きな柱として第四次産業革命に関する規制制度の改革という項目の1つ目が遠隔教育です。

ただ、先ほどの会議でも申し上げましたが、今回、取り上げた遠隔教育は、第四次産業革命への対応というよりは、むしろ、そのはるか以前の対応だと思っています。

テレビ電話は、2000年前後から日常生活やビジネスでは広く一般に使われるようになりました。

ところが、学校教育の世界では規制の制約があって、この技術がほとんど活用されてきませんでした。

高校では2015年、受信側には科目免許のある先生がいない状態での遠隔教育が解禁されましたが、昨年度の実績は全国5,000の高校のうち、わずか35校です。

この問題については、文部科学省とはずっと議論をしまいいりましたが、長く完全に平行線の議論が続いておりました。今回ようやく前進をしたということでございます。

会議の中で、これまで議論していた点ですが、幾つかの項目がございました。全ての小・

中・高等学校での遠隔教育を導入する目標の設定。

また、中学において、先ほど高校での解禁の話をしました。また、中学において受信側に科目免許のある教員がいない状態での遠隔教育の解禁、その他、さらなる遠隔教育の規制緩和、また、免許外教科担任制度、これは、昭和28年以来、当分の間の措置として運用され続けてきた制度ですが、この廃止などを求めてまいりました。

今回の答申では、お配りしている文面でございますが、5年以内のできるだけ早期との期限を定めて、希望する全ての小・中・高等学校で遠隔教育を活用できるようにすることを求めています。

また、中学校での遠隔教育の弾力的実施などの懸案課題を含めて、包括的に措置を検討して、年度末までに工程表をまとめていただくということにしております。

以上が、遠隔教育です。

項目を1つ飛ばしまして、モバイル市場のほうを、私からあわせて御説明いたします。

モバイル市場に関しては、従来から通信と端末のセット販売、また、2年以内に解約すると、高額な違約金が発生するといった、いわゆる2年縛り、また、中古端末がなかなか流通しないなどの問題が指摘されておりました。しかし、なかなか解決せずに来ておりました。

この問題の根源は、モバイル市場における競争政策の機能不全であると考えています。

現在、総務省で研究会での検討などが進められ、取り組みが始まりつつあります。しかし、取り組みが一過性の対応に終わって、また、同じような問題が繰り返されないようにしなければならないと考えています。

この観点で、事業者間の競争の促進ということが重要だと思っております。これを通じて、成長の果実が確実に国民に還元される仕組みを設けることが必要であるという考え方で、今回の答申をまとめました。

大きく5つの柱、これは、一度ワーキング・グループでも提示をした、5つの柱があると考えております。

1つ目に、これまでの競争政策の機能検証と必要な措置の実施。まず、総務省において携帯電話市場の競争環境の国際比較を踏まえて、今年度内に包括的な解決策の全体像を示すことを求めています。

もちろん、これを待たずに対応が可能な措置は迅速に実施していただきたいということにしております。

また、公正取引委員会において、これまでの対応について、各国の競争政策との比較も踏まえて検証を行っていただく、必要な対応を行っていただくことを求めています。

消費者庁においては、適正表示に関するルール整備など、また、運用改善を行っていただくことを求めています。

2つ目が、通信料金の適正化です。

利用者間の不公平感、料金プランのわかりにくさの解消などのために、通信料金と端末料金の完全な分離を求めています。

また、販売代理店に対する適切な規律も求めています。一定期間の支払い総額を契約時に明示させる。

以上によって、通信役務と携帯端末の双方で適正な競争環境を整備し、より低廉な料金、より利用者のニーズにかなったサービス・製品の選択を可能にします。

以上が、2つ目の柱です。

3つ目に、MVNOのさらなる競争環境の整備でございます。接続料金、卸契約の料金水準の一層の適正化・透明化、MNOグループのネットワーク提供に関する不当な差別的取り扱いの検証、必要な対応、その他、スイッチングコストの引き下げを求めています。

4点目に、中古端末の問題です。

中古端末の流通が不当に制限されていないかどうかの実態調査、また、問題がある場合には、電気通信事業法、独禁法に基づいて必要な是正措置をとっていただくことを求めています。

5点目ですが、設備共用の環境整備でございます。

今後、5Gの導入に向けて、より稠密な設備が必要になります。膨大な通信設備投資が見込まれ、実質的な参入障壁はさらに高まるおそれがあります。

この観点で、設備面での競争は促進しつつ、設備投資負担を軽減するため、設備共用のためのガイドライン整備などの円滑なネットワークの整備の推進を求めています。

以上です。

大田議長 続いて、総合取引所について、私から御説明いたします。

日本の商品市場の凋落を食いとめるためには、今回の総合取引所の創設がラストチャンスだと思っております。

JPXとTOCOMの再編交渉が既に始まっておりますので、再編によって、総合的かつ一元的な商品デリバティブ取引所ができることを期待いたしますが、私どもの任期は、来年半ばまでです。この任期中にできる限りのことをやっておくということで、実施事項を取りまとめています。

実施事項は、主に3点で、いずれも平成30年度実施。来年3月末までに実施いたします。

1番目、再編協議のいかんにかかわらず、戦略的に重要な一部の商品デリバティブについてはJPXに移管し、ワンストップで取引できる場をつくるべきだということで、これは、両取引所の交渉ではありますが、両取引所だけではなく、関係省庁も入って段取りを整えるということを書いております。

2番目、ワンストップの商品デリバティブ取引所をつくるに当たっては、法律上、商品所管省の同意要件が求められております。この同意要件について、具体的かつ明確な運用基準を今年度末までに策定する。

3番目、総合取引所の実現は、未来投資戦略の実行計画では、2025年度までという期限が定められておりますが、これを前倒しいたします。

再編交渉が絡みますので、具体的な時期を明示することはできませんが、「おおむね2020

年度頃の可能な限り早期」ということで、JPXとTOCOMの協議が円滑に進むように、関係省庁は、今年度末を目途に目指すべき方向性について結論を得る、としております。

総合取引所については、以上です。

それでは、電子政府の推進による事業者負担の軽減について、行政手続部会の高橋部会長からお願いします。

高橋部会長 答申の6ページに記載がございます。

いわゆる事業者の目線に立って、行政手続コストを削減するという取り組みは、まだまだ我が国では、諸外国に比べて立ちおくれているという状況です。

今回、取り上げました4つの手続、いずれも国民、企業の関心が多い手続でございますが、それについて電子化が進んでいないということで、様々な社会的な問題を投げかけていると考えます。

例えば、働き方改革が問題になっている中小企業におきましても、従業員の入社や退社のたびに複数の窓口を担当者が行かなければいけない。要するに、色々と回らなければいけないといったような問題がある。

さらには、民泊についても、個人に近い事業者の方が手続をするという点で負担が大きい。

さらには、保育所の就労証明書につきましても、保護者の方も大変な思いをされていますが、企業の担当者も手続負担にあえいでいるという状況がございます。

さらには、一般自動車、白ナンバーについてはワンストップができているのにもかかわらず、軽自動車については、手続改革は進んでいないという状況がある。これを今回、抜本的に改善したいということで取り組みをしました。

具体的には、まず、最初の社会保険等や補助金の手続につきましては、法人共通認証基盤による1つのID・パスワードを用いて、オンラインで申請が可能なように手続をする、措置をするということを目指しているということでございます。

民泊の問題についても、利便性の高いオンラインシステムにするため、簡単な本人認証システムを導入する。さらには、他法令の手続も簡素化するということを各省庁にお願いしています。

さらに、就労証明書についても、現在、申込者ベースで40%となっている標準書式の問題を70%まで普及を、という数値目標を掲げて取り組んでいただくとしています。

さらには、軽自動車についても、まずは継続検査におけるオンライン申請から取り組んでいただくということで、デジタル化への一歩を進めていただきたいと思います。

以上でございます。

大田議長 それでは、学童保育対策について、雇用・保育ワーキング・グループの安全座長が欠席ですので、森下座長代理にお願いいたします。

森下座長代理 次のページになります。

現在、保育所等に通っています未就学児の多くは、数年後には放課後児童クラブの入所

希望者になると見込まれています。政府は未就学児の受け皿整備を鋭意進めており、今年度の調査では、昨年の待機児童数を大きく解消している一方で、小学校の放課後対策はいまだ不十分と言わざるを得ません。共働き世帯の増加で、放課後児童クラブの待機児童は増え続けており、小学校入学に当たって放課後に子供を預けられない、いわゆる「小1の壁」の問題が起きています。

保育・雇用ワーキングでは、学童保育の待機児童を解消するために、3つの改革提案を示しました。

1つ目は、子供にふさわしい場所の確保です。放課後児童クラブは、児童にとって移動の容易な小学校内の設置が望ましいのですが、現時点では、全ての小学校に存在しているわけではありません。

したがって、待機児童が一定数以上いる市区町村ごとの小学校数、放課後児童クラブ数、余裕教室数などを公表して、余裕教室が放課後児童クラブに転用されるように求めています。

2つ目は、多様な人材の活用です。

放課後児童クラブを増やすには、その担い手として放課後児童支援員を増やす必要があります。子供が直接関わる放課後児童支援員は、非常に重要な役割を担うため、支援員になる前の研修受講が義務付けられています。

そこで、放課後児童支援員を志す者が、大学や専門学校を卒業後、速やかに有資格者として就職できるよう、研修のあり方を検討し、また、通信形態による研修の提供も求めています。

3つ目は、質の確保です。

成長期の子供の健全な育成には、放課後児童クラブの質の確保は欠かせません。放課後児童クラブは、社会福祉法人や株式会社、市区町村直営など、様々な運営主体がありますが、自己評価の実施率は50%にとどまっています。

そこで、運営主体が自己評価を行う場合に、参考となる評価項目を国が作成し、地方自治体に通知することを求めます。

また、政府の「新・放課後子ども総合プラン」の目標達成までの工程を明らかにすることを求めています。

子供の安全・安心な放課後の居場所を求める、保護者の声に応えるべく、答申に沿った関係省庁の取組を求めます。

詳細は、答申と、お手元のポンチ絵に記載してありますので、御確認ください。

保育・雇用ワーキングからの発表は、以上です。

大田議長 続いて、農業分野が2つあります。

きょう、農林ワーキング・グループの飯田座長が御欠席ですので、農林水産統括の金丸議長代理からお願いします。

金丸議長代理 それでは、パワーポイントの最後のほうの2枚を使わせていただきます。

答申の本文のほうは、13ページから18ページになります。どちらか、あるいは両方でもごらんいただければと思います。

まず最初、「現状と課題」ということで、利用集積・集約化に係る体制の一体化と手続の改善です。

2023年までで全農地面積の8割が担い手によって利用されるという目標を掲げているわけですが、現状は55.2%と達成はかなり困難ではないかということです。

その1つの要因としては、農地中間管理事業における手続に時間がかかったり、ペーパーワークが農業者にとって過剰な負担になっているということから、そういう問題があります。

そして、農地利用の集積・集約化を進める組織として、農地中間管理機構と農地利用集積円滑化団体が並列状態にあるということ、一体化をしようということになったわけですが、そういう問題があるということです。

農地に関しては、人・農地プランの作成、現場で話し合うということがベースになっていますが、現状は、やや低調だと農水省からヒアリングを受けたところです。

その他は、農地の受け手として長期的な経営が期待できる法人や、広域的な経営を行う認定農業者の増加が必要。

また、農地の効率的利用に支障が生じないような、農地の転用期待の抑制も必要ということ。

「実施事項」といたしまして、まず、利用集積・集約化に係る体制については、農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業を統合一体化、ただし、地域に根ざした特色ある農地利用集積円滑化事業の実績を有する団体に限定して、農用地利用配分計画の案の策定を認めるということです。

また、手続の問題ですが、農地中間管理機構を通じた借り入れと転貸を一括で策定できる仕組みを構築する。

農用地利用配分計画案の縦覧について、他の担い手に意見表明の機会を与えるための代替措置を講じた上で廃止をするということです。

人・農地プランの活性化については、人・農地プランにおいて、地域の農地利用の現況把握、マッピング化されて、そして、受け手となる担い手を明確化していくということ。

そのためにも、農地利用最適化推進委員等が人・農地プランの話し合いのコーディネーターとして積極的に参加することを確保できるように措置をする。

その他について、認定農業者について、国・都道府県が認定できる仕組みを構築。

農地所有適格法人の役員の農業従事日数要件、現在150日になっていますが、その要件の見直し。

農地転用許可基準の見直しということです。

次にドローンのほうです。

これは、ハイテクのドローンが登場しているにもかかわらず、我が国の法制度が追いつ

いていないため、非常に使いづらいというようなことから見直すものでございます。

「現状と課題」「(1) 航空法に基づく規制」。

農業用ドローンについては農水省通知(技術指導指針)というものが出ておりまして、航空法の許可を農水協経由で取得しなければならないとの誤解が現場に存在している。

農水協は、自動操縦やカメラ機能などを備えた最新型ドローンの申請は受け付けていないという問題。

農薬取締法に基づく規制。

ドローン用農薬数は全体で500種とわずが、とくにかんきつ類だと2種類のみだということで、現場からは品目拡大の強い要望がございました。

また、地上散布用農薬、地上で散布が認められている農薬をドローンで使用するためのルールといたしますか、希釈倍数変更に伴う試験のためのデータ再取得に数千万のコストがかかっているという問題があります。

今度は、電波法の問題です。

地上30センチの超低空飛行であっても、ドローンは陸上移動局とは認められず、携帯電波利用には、毎回携帯事業者経由の総務大臣許可が必要ということから、今回、大幅に見直しをするということです。

右側の「実施事項」の「(1) 航空法に基づく規制」。

最新型ドローンについて、技術指導方針を廃止する。

農水省は、最新型の農業用ドローン活用が拡大するよう、ディーラーやメーカー等に対して顧客の代行申請を行うよう促す。

これによって、自動操縦機能、カメラ機能を備えた機体の申請実績を作っていくということです。

今度は、農薬取締法です。

地上散布用農薬について、希釈倍数の見直しを行う申請の際、一部検査を不要とすることで、検査コストの大幅な削減を図る。

電波法です。

総務省は、実証試験を行っていただいて、検証内容に基づいて、ドローンの携帯電波利用を拡大させるための制度改革を行う。

また、低空を飛行するドローンについて、携帯電波を利用可能とする場合の要件を技術的に検証し、明確化する。実施可能な事項が明らかになった場合は、制度改革を全体に先んじて実施する。

「農業用の最新型ドローンの普及に向けた取組」。

最新型ドローン導入の目標値、ドローン用農薬の品目数の目標値などを含む、総合的な農業用ドローン導入計画、仮称ですが、農水省が中心となって策定をする。

以上でございます。

大田議長 それでは、総理からの御発言を改めて御紹介いたします。

「10月より検討を進めていただいた緊急に取り組むべき事項について、本日、答申を取りまとめいただきました。大田議長、金丸議長代理を始め、委員の皆様の精力的な御審議に厚くお礼申し上げます。

今回の答申においては、地方を含め、幅広く第四次産業革命のイノベーションを促す観点から、オンラインによる遠隔教育の本格的な推進。携帯電話市場における成長の果実を国民に還元するための取組、中小・小規模事業者の負担軽減に向けた社会保険手続等の簡易なオンライン申請の実現。そして農業分野における人手不足への対応と生産性向上のため、ドローンなどの活用を可能とする規制緩和など幅広い分野で大胆な提言をいただくことができました。規制改革こそ、新しい時代を切り拓いていく成長のメインエンジンであります。安倍内閣の成長戦略の中核と言ってもいいと思います。

本日の答申で示された提案に対しては、次期通常国会で法案を提出するなど、必要な措置を行い、速やかに改革を実行に移してまいります。

委員の皆様には、来年の夏に向けて引き続き、残された課題に精力的に取り組んでいただきますように、よろしく願いいたします。」

以上の御発言をいただきました。

私からは、以上です。

司会 それでは、質問を受け付けたいと思います。質問のある方は、挙手をいただき、マイクが届いたら、名前を名乗っていただいて、御質問をいただければと思います。

記者 モバイル市場の関係でお伺いします。

販売代理店に対する規制がなく、規律を整備すべきだという提言があるのですが、今の販売代理店による端末の販売について、具体的にどの点が問題であると認識されていますでしょうか。

また、規律の整備を求めるとのことですが、例えば、こういったような規律を求めていくということを想定していらっしゃるのか、お伺いできますでしょうか。

原座長 これは、私たちのワーキング・グループの中でも議論をしておりますけれども、消費者トラブルの実態についても消費者庁さんから伺いました。

その中で、販売店によるセット販売に伴う過剰な端末購入補助などの問題が指摘をされておりました。

こういった対応をとるのかということですが、具体的にこういった適切な規律を整備するのか、今後、総務省でお考えをいただくことをございます。

ただ、総務省にお願いをしておりますので、例えば、電気通信事業法の中での規律の整備といったことが考えられるかと思っています。

大田議長 よろしいですか。

記者 ありがとうございます。

司会 ほかにございますでしょうか。

記者 また、携帯の件で、同じところなのですけれども、端末と通信の分離をすると、

先ほど双方で低廉なおっしゃった気がするのですが、端末のほうは、少し補助をやめれば高くなってしまおうと思うのですが、その辺は、そういう理解でいいのでしょうか。

原座長 私たちは、とにかく通信と端末のそれぞれで競争環境が整うことが重要だと思っています。

現状では、何が起きているかという、通信と端末とが一体となってセットで販売されて、それによってわかりにくさ、不公平感の問題が生じています。結果として、競争環境が機能していないということなのです。

この問題も長く議論してきた問題でありました。分離プランの導入を要請したりとか、端末購入補助についてのガイドラインを整備したりといったことが長らくなされてきましたが、この問題の解決を図りたいということで、今回、完全な分離を求めているわけでございます。

記者 今、端末の割引をしている分、通信料が高どまりしているという問題があると思うのですが、端末の値引きをやめれば、端末代が上がってしまうと思うのですが、その上で、適切な競争が起きるといえることですか。

原座長 答申の中で書いておりますけれども、答申の本文のほうで行きますと、dのところですか。5ページでしょうか。「実施事項」のdというところで、下3行です。これらにより、通信役務、また、携帯端末の販売の双方で適正な競争環境を整備して、より低廉な料金、より利用者のニーズにかなったサービス・製品の選択を可能にする。というのは、通信の部分だけではなくて、携帯端末についても競争が機能するということを求めているわけでございます。

司会 ほかいかがでしょうか。

記者 農業分野についてお聞きしたいことがあるのですが、少し細かくなって申し訳ないのですが、人・農地プランの活性化を今回掲げていますけれども、5年前の農地中間管理機構の立ち上げの際の議論では、プランを法制化しようということに、規制会議としては反対していたと思うのですが、大分、人・農地プランに対する評価が変わったと思うのですが、かつての議論をどう評価されていますか。

金丸議長代理 当時の議論の詳細は、全部を覚えているわけではないのですが、最初、お聞きしたときの人・農地プランの農水省案というのは、本当に集約化できるロジックを感じることはできなかったです。

それで、我々のほうで、あの当時、10を超える指摘をさせていただいて、それが、その後の人・農地プランですとか、あるいは話し合うときに必要になるであろう農地ナビをつくるかということなので、私たちは単純に批判をしていたわけではなくて、建設的な意見を幾つも申し上げた結果、今のような制度になっているのではないかと思います。

そもそも人・農地プランというか、話し合いをするという行為を法律で書くか、書かないか別にして、書いたところで、今回出ていると思うのですが、一定の貢献は平地を中心に、水田を中心に終わった。一巡したところ、残ったのは、話し合いそのものが低調にな

っているということと、中山間地というのが取り残されているので、これからそういう意味ではPDCAが回る次のフェーズに来たのではないかと考えておまして、引き続き、我々はエビデンスベースで、いろんな指摘をさせていただいて、それがよりよい法制度づくりに反映されればいいのではないかと考えています。

司会 ほかにございますでしょうか。

記者 モバイル市場の競争のところと、総合取引所のところなのですが、改めて重点項目として今回挙げられて、この時期に答申をされたという理由と、総合取引所のところについては、2020年の可能な限り早期に実現という、2020という数字を出されているのですが、その理由について、もしもあれば、教えていただけますか。

原座長 モバイル市場に関しては、もう何年も議論をされてきた課題でございました。

先ほど来、申し上げている通信と端末のセット販売の問題、これは、分離プランの導入を総務省さんが要請したのは、2007年のことでした。

それから、公正取引委員会さんも2016年、2018年と何度も報告書を出されて、こういった問題、競争政策上の問題がある、独禁法上に問題がある可能性があるといったことを再三指摘されているのですが、解消してこなかったということでした。

これまで電波制度についての議論を長く行ってまいりましたが、国民の共有の財産である電波を利用する事業として、国民にしっかりと利益を還元される環境が必要ではないかということで、一刻も早く解決をすべきであると考えて議論をしたということになります。

大田議長 総合取引所について。議論が始まってから10年もかかっておりますので、非常に急がれる課題であるということです。世界的には、商品デリバティブ市場は活況を呈しているのに、日本での出来高は凋落してしまいました。

では、いつならできるのかと。これは、民間企業の交渉ですので、定かには言えないのですが、11月8日の本会議で、再編交渉の時間軸をどう考えているのかという質問をしましたら、金融庁から、東京証券取引所と大阪証券取引所が統合した事例だと、関係者の合意があってから実際の統合までに1年ぐらいかかっているという御紹介がありました。

2018年度も後半にはいっていますので、2020年度といっても、これは、なかなか厳しいのですが、やはり、早期に実現を目指す、安倍内閣でしっかりと実現させるという思いで、この年次を書き入れております。

司会 では、奥の方。

記者 今の総合取引所のことので2点教えてください。

1点目が、JPXとTOCOMの交渉については、以前の会議のときの大田先生のレクで、民間同士の話で、その形については民間が決めることだというスタンスだったと思うのですが、今回出てきた答申を見ると、JPX傘下の取引所への戦略的な移管と、かなり具体的に踏み込んでいるように思います。この点、いつ、なぜ変わったのかということをお教えください。これが1点目です。

2点目が、1つ前の提言の段階では、経産省について、2点目で触れている具体的な明確基準というものが示せなかった場合に、経産省が、現状の法律で必要とされている協議、同意の部分、これの撤廃も含めて考えるべきだというような内容が含まれていたかと思うのですけれども、あの部分というのは、どうなったのか、生きているのであれば、改めて、あの部分は何を課題として、なぜ必要だったのかというのを御説明願えますでしょうか。

大田議長 ありがとうございます。

まず、1つ目ですが、本会議で、JPXとTOCOMの再編協議は民間同士の交渉であるけれども、取引所は公共性の高いインフラなので、関係省庁もそこはしっかりとアドバイスをして見守ってほしい、という委員からの発言に対して、3省庁ともそのようにしっかりとアドバイスをしていきたいということでした。

また、JPXグループ大阪取引所の山道社長から、現在の法律でもJPXで商品デリバティブ取引をすることはできるわけですが、申請して認めてもらってもすぐできるわけではなくて、関係者の理解を得る必要がある、というお話がありました。

この2つの点を勘案すると、取引所同士の話し合いとは言っても、関係省庁が、ここはしっかりと入って段取りを整える必要があると。

再編協議いかににかかわらず、戦略的に重要な商品について、デリバティブ取引をJPXグループでやるといったときに、どういうことが満たされれば、実際にスタートするのか、これを関係省庁も入って協議を行うということで1つ目の実施事項を書いております。

それから2つ目。再編協議がうまくいかなかった場合には、法改正を検討ということを用意書には書いております。

しかし、答申の実施事項というのは、内閣での決定を目指しています。その中に、再編協議がうまくいかなければというような仮定の話を書き込むのは、実際には難しい。あくまで仮定の話ですので、なかなか実施事項というわけにはいきません。

今回の実施事項に盛り込みました、今年度末に示される同意条件の明確化、それから、来年前半の統合交渉の行方を見て、その上で、最終答申で法改正まで要請する必要があるのかどうかを判断したいと考えております。

よろしいでしょうか。

記者 ちょっと、それだとわからないのが、今の法改正をすると、再編協議が進むかのようにも聞こえるのですけれども、再編協議と法改正は、そもそも別軸のものなのではないかと思うのですが、どうして、それがリンクしてくるのですか。

大田議長 もちろん別のもので。私どもとしては、あくまで再編協議を期待しております。

ただ、これは前の記者会見の場で申し上げましたように、JPXグループの下に商品取引所がぶら下がるだけでは、総合的かつ一元的な商品デリバティブ市場ができるわけではありません。

今回は、本当の意味で実質的な総合取引所を、何とかして実現させたいと思っております。

すので、再編交渉の行方を見ながら、それで、実際に総合的かつ一元的な商品デリバティブ取引所ができない場合は、法改正に踏み込む必要があると考えております。

まずは、この統合によって、JPXグループの中にTOCOMが入って、そして、実際に一元的な商品デリバティブ取引所ができると、これを期待しながら見守ってまいります。

よろしいでしょうか。

司会 ほかいかがでしょうか。

記者 携帯電話の関連なのですけれども、携帯電話の料金となると、純粋に民間の話だと思えるのですけれども、それをどのような形で規制をかけていくのかということを変更をお願いします。

原座長 私たちは、料金について規制をかけるといったことを申し上げているわけではなくて、繰り返し申し上げますけれども、適正な競争環境を整備するということが、私たちの答申の最大のポイントだと思っております。

今回、通信と端末の分離の問題、これは、長年ずっと議論をされてきた課題でございました。この完全な分離を求めています、これに関して具体的にどのような措置を講ずるのか、これは、これから総務省さんで御検討をいただくということだと思っております。

司会 ほかにございますでしょうか。

記者 同じく携帯についてなのですが、分離プランを導入することによって、見た目の端末価格は上昇して、買いかえのサイクルが遅くなったり、中古端末が広がることによって、イノベーションに対する悪影響とか、副作用については、どうお考えになっているのでしょうか。

原座長 これも先ほどの御質問と同じだったのかなと思っておりますけれども、基本的に、私たちが申し上げているのは、適正な競争環境を整備するということを申し上げています。

ですので、通信役務についても携帯の端末についても、それぞれ適正な競争環境が整備されることが望ましいことだと考えています。

司会 よろしいでしょうか。

もし、なければ、これで終わらせていただきたいと思います。

大田議長 ありがとうございます。